

## 新型コロナウイルス感染症の患者が発生したら

大規模なクラスターへの進展を防ぐための初動対応が重要です。  
感染拡大防止のため、以下の内容についてご確認・ご報告をお願いします。

### 1. 発生状況について（電話にて概要を聞き取らせていただきます）

- 陽性者、有症状者の状況（発症日、症状、発生届提出の有無）
  - 濃厚接触者の状況
  - 陽性者5名以上で横浜市クラスター記者発表となります（施設名は出ない）
- ※資料送付時は個人情報保護のためパスワードを設定いただきますようお願いいたします。

### 2. 陽性者の体調報告等を送付してください

- 毎日の体調報告用様式【体調報告】を送付させていただきます
- 【体調報告】について、明日から【午前中にご報告】お願いいたします
- 【体調報告】について、【週末も含め】ご対応をお願いします
- 濃厚接触者を特定するため、部屋割図・食堂の座席表等状況がわかる図の送付をお願いします

※資料送付時は個人情報保護のためパスワードを設定いただきますようお願いいたします。  
※体調報告用様式は保土ヶ谷区のホームページにも掲載しています。

### 3. 療養期間の考え方

- 有症状の方
  - ・症状が出た日（発症日）を0日目として10日間経過
  - ・療養8～10日目に解熱剤を内服せずに体温37.5℃未満

※療養8～10日目に解熱剤内服、体温37.5℃以上の発熱があった際は療養延長となります。

- 無症状の方
  - ・検体を採取した日を0日目として7日間療養となります
  - ・ただし療養期間内に発熱・咳・咽頭痛等の症状が出現した場合は症状が出た日（発症日）を0日目として10日間療養です。解除の基準は【有症状の方】と同様です。

※原則、療養解除のご連絡はいたしません。療養延長時のみ区より連絡させていただきます。

## 4、感染対策について

下記の感染対策指針を参考に感染対策を講じてください

[https://www.pref.kanagawa.jp/documents/89572/20220708\\_guidelines.pdf](https://www.pref.kanagawa.jp/documents/89572/20220708_guidelines.pdf)

- 可能な限り個室対応
- 職員の固定
- 換気（機械換気、2方向常時開窓）
- 患者にマスク着用を促す（困難なときもケアをうける際はできる限り着用）
- 感染者と接触する際の職員のPPE（個人用防御具）について

＜食事介助や体位交換の場合＞

N95 マスク、手袋、ガウン、フェイスシールドを着用

＜短時間で身体密着なし+体液や排泄物の飛沫を浴びる可能性低い場合＞

サージカルマスク着用でも可

患者がマスク着用困難なときはフェイスシールドを着用

エプロンやガウンは不要

- 日常的な環境消毒は原則不要（1日1回の清掃でよい）

## 5、その他

- 患者の体調について施設医に相談し、抗ウイルス薬の処方、酸素投与、点滴等の対応についてご検討をお願いします。

### **連絡先**

（1）保土ヶ谷区福祉保健センター 福祉保健課 健康づくり係

電話：045-334-6344（平日8:45～17:15）

メールアドレス：ho-kenkou@city.yokohama.jp

FAX：045-333-6309